

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の概要

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により創設。
- 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園制度。

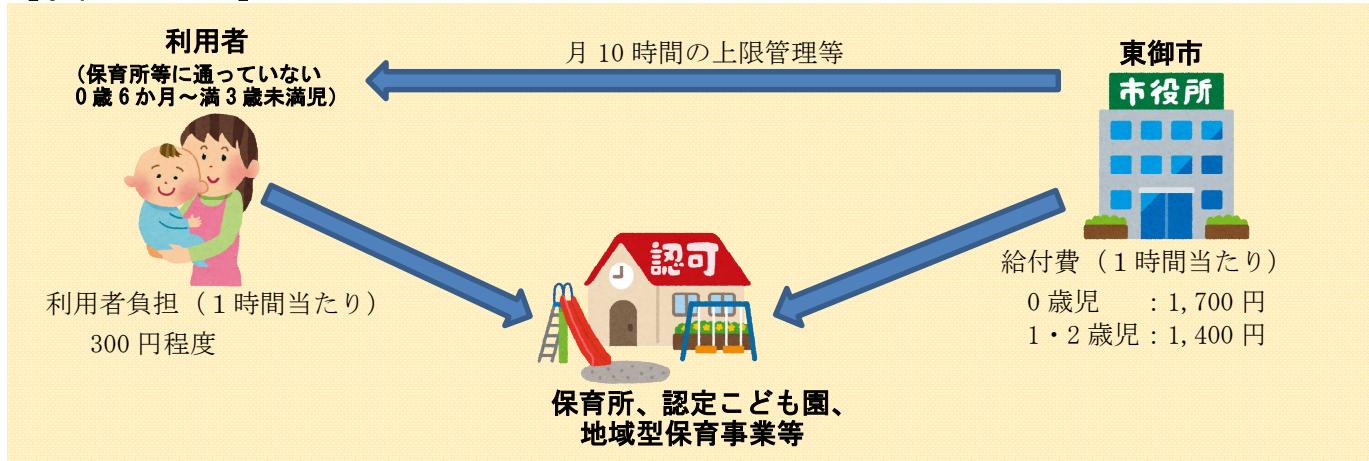
こどもにとっての意義	保護者にとっての意義
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会</li> <li>ものや人への興味や関心の広がり</li> <li>年齢の近い子どもの関わりなど、成長発達に資する豊かな経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の様々な社会的資源とつながる契機</li> <li>専門的知識を持つ人との関わりによる孤立感、不安感等の解消</li> <li>育児に関する負担感の軽減</li> </ul>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり			保育所、認定こども園等(2・3号認定)				
就労要件なし	こども誰でも通園制度			幼稚園等(1号認定)			小学校

### 対象 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満児

- 就労要件は問わない
- 月一定時間までの利用可能枠
- 時間単位の柔軟な利用

#### 【事業のイメージ】



(一時預かり事業との違い)

#### 一時預かり事業

保護者に利用する理由（冠婚葬祭、通院、リフレッシュ等）を問うもので、保護者の立場からの必要性に対応する「預ける」制度

#### こども誰でも通園制度

保護者に利用する理由（就労要件）を問わないもので、子どもの成長発達の機会とするための「通う」制度

#### 【本格実施に向けた全国の動き】

